

松江市告示第500号

市道区域の決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月20日

松江市長 上 定 昭 仁

道路の種類	路線名	起終点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	重要な経過地	図面 番号
市道	東本町東西1号線	松江市末次本町45番地先 " 東本町三丁目15番5地先	374 8	5 2 乃至 7 4	末次本町、 東本町三丁目	1
市道	東本町東西5号線	松江市東本町四丁目1番地先 " " " 46番地先	167 3	5 7 乃至 8 9	東本町四丁目	1
市道	大庭下黒田1号線	松江市大庭町字下黒田52番13地先 " " " 52番21地先	83 0	6 0	大庭町	2
市道	東長江後谷9号線	松江市東長江町877番地先 " " 874番15地先	80 7	6 0	東長江町	3
市道	生馬が丘24号線	松江市東生馬町字敷居谷42番3地先 " " 38番75地先	493 8	3 0 乃至 6 0	東生馬町	4
市道	島田第4号線	松江市東出雲町揖屋字中島86番2地先 " " " " 72番8地先	123 0	6 0	東出雲町揖屋	5
市道	島田第5号線	松江市東出雲町揖屋字中島67番4地先 " " " " 90番8地先	96 6	6 0	東出雲町揖屋	5
市道	島田第6号線	松江市東出雲町揖屋字中島90番18地先 " " " " 90番14地先	44 6	6 0	東出雲町揖屋	5